

(おしらせ)

令和5年3月13日
防 衛 省

トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な機材等の輸送に関する命令の一部変更について

- 1 トルコ南東部で発生した地震による被害を受け、我が国としてトルコに対し、発災直後から国際緊急援助隊の派遣を始めとする各種支援を行っています。
2. このような中、防衛省としても、2月13日～17日の間、自衛隊輸送機により国際緊急援助隊・医療チームの活動に必要な機材等の輸送を実施し、その後も状況の変化に迅速に対応できるよう態勢を取ってきたところです。

こうした中、今般、新たにトルコ政府及びNATO（北大西洋条約機構）より我が国に対し、パキスタンからトルコまでの緊急援助物資の輸送に関する協力要請がありました。これを踏まえ、外務大臣から自衛隊による国際緊急援助活動の実施についての協議がありました。

具体的には、KC-767空中給油・輸送機により国際緊急援助活動として、パキスタンにあるトルコ向けのテント等の緊急援助物資をトルコまで輸送するものです。

当該協議を受けて、防衛大臣からトルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な機材等の輸送に関する命令の一部変更により、自衛隊による国際緊急援助活動の実施を命じました。
- 3 本命令を受け、早ければ明日にも、KC-767空中給油・輸送機1機を本邦から出発させる予定です。